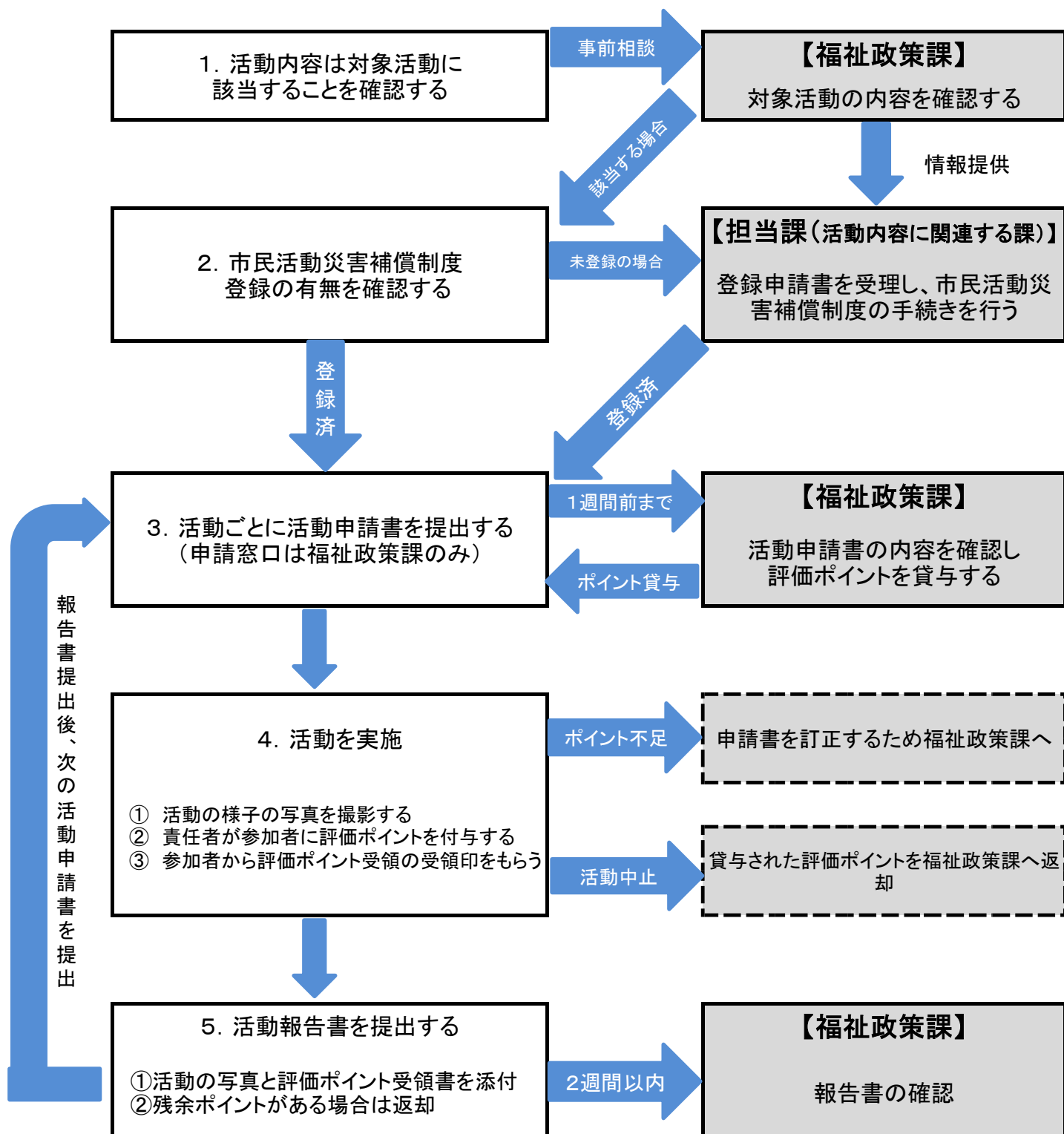


手続きフロー図

《市民団体責任者》

《市役所》



【注意事項】

- (1) 評価ポイントを紛失した場合、評価ポイントの再発行は原則不可とする。
- (2) 活動申請書、活動報告書については、記載要領を参照する。
- (3) 継続的な活動の場合、ひと月を単位としてまとめて申請・報告をする。
- (4) 評価ポイントについては、1時間程度の活動時間につき1ポイントとし、1日2ポイントまでとする。
当該活動日に他の活動への参加状況を確認する必要がある。
- (5) 不正行為があった場合、評価ポイントの無効又はポイントに相当する額を返還させることがある。